

虐待防止のための指針

JA 静岡厚生連中伊豆温泉病院

訪問看護ステーションなかいず

通所リハビリテーション リハッピー

居宅介護支援事業所

1. 虐待防止に関する基本的考え方

当事業所では、その社会的役割を全職員が認知し、利用者の尊厳の保持・人格を尊重することを第一とする。いかなる時も利用者の権利に対する配慮を常に心がけ、利用者のケアに当たると共に、事業所内外の虐待の早期発見に努め、迅速かつ適切な対応を行うこととする。虐待防止について、指針に則って対応することが基本となる。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(蹴る、殴る、煙草を押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に締め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等)

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。(性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを見るように強いる、裸の写真や映像を撮る等)

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等)

(4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定といって放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等)

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。(利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

3. 在宅虐待防止検討委員会の設置

虐待防止のために、在宅虐待防止検討委員会を設置する。

委員会の運営責任者は各事業所の所長より選任し、構成メンバーは、各事業所の所長と院内医療安全室長とする。

4. 職員研修に関する基本方針

全ての職員に対し、虐待に関する知識の共有と、虐待予防・早期発見を図るため、職員教育を行う。

- ・年1回以上の研修実施
- ・新入職時に基本方針の徹底・指導
- ・その他必要時研修会の企画・実施

5. 虐待等発生時の対処方法

虐待の問題が深刻化する前に発見し、利用者・家族に対し支援を開始することを始め、虐待が発生した場合においても、早期発見・迅速に適切な対応を図るものとする。

(1) 虐待の予防

- ・本人・家族からの苦情・相談に対する支援
- ・職員からの苦情・相談についての手順に従い対応
- ・提供する介護サービスの点検・ケアの改善を検討

(2) 虐待の発見及び通報

- ・虐待が発生した本人・家族等からの苦情・報告
- ・虐待発生を発見した職員からの報告

報告があった場合において、事実確認及びカンファレンスを各事業所で行う。

安全確保と再発防止について検討する。また、早急に市町村への通報を行う。

(3) 職員への苦情処理体制

苦情の申し出がある場合は、各事業所の苦情相談窓口での対応を行う。

6. 成年後見人制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明、求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族が自由に閲覧できるように、事業所内に常設する。

8. その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

事業所内で実施する研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上のため常に研鑽を図る。

附則 本指針は令和6年4月1日より施行。